



第2次デュエットプラン21(上尾市男女共同参画計画)を策定

「みとめ合い 思いやり ともに輝く!」をスローガンに

⇒男女共同参画課 (TEL778-5111・FAX778-5112)

男女が互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的・計画的に推進するための基本計画として、「第2次デュエットプラン21(上尾市男女共同参画計画)」を策定しました。スローガンは「みとめ合い 思いやり ともに輝く!」です。

この計画は、平成13年度から10年間の計画として施行してきた「デュエットプラン21」の後継の計画とし、市男女共同参画審議会で検討を重ね、取りまとめたものです。計画期間は平成23～32年度の10年間です。

男女共同参画社会の実現

第2次デュエットプラン21 DV施策に関する基本計画

条例の基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度・慣行にとらわれない配慮
3. 政策等の立案及び決定への男女共同参画
4. 家庭生活と社会生活における活動への対等な参画
5. 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
6. ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力の根絶
7. 国際的協調

3つの重点項目

1. 男女共同参画の視点に立った社会制度の見直しと意識改革
2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
3. 配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援

4つの目標と目標値の設定

プランは、計画項目を4つの目標に分けて構成しています。

目標1 男女共同参画の意識づくり／男女共同参画の視点から男女平等や性を尊重する学習の機会の提供や意識の醸成

目標2 配偶者などからの暴力(DV)の根絶に向けた社会づくり／DVの根絶と被害者への支援体制の充実

目標3 男女共同参画の環境づくりの推進／家庭・地域社会・職場などでの男女共同参画の推進

目標4 男女共同参画のシステムづくり／女性の社会参加を促進するための環境整備を推進

※目標ごとに計画項目の一部の目標値を設定しました。これにより、施策推進の成果の一部が数値化され、施策の進捗状況が具体的に分かるようになっています。

DV基本計画としての位置付け

平成19年に改正された「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」(通称 DV防止法)で基本計画の策定が求められています。

プランの策定に当たって、目標2にDVに関する施策を大幅に盛り込み、DV基本計画の内容を合わせ持った内容にしました。

特に、DV被害者に対する相談や自立に向けた支援、関係機関との連携を通して、DV被害者の支援体制を充実していきます。また、DV被害者や加害者にならないための取り組みも推進していきます。

昨年11月22日、川添美央子市長に答申する市男女共同参画審議会議長(右)





市長 キラリ通心



無理のない節電を

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
本格的な夏の到来を目前に控え、蒸し暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。

猛暑を迎えると、外出を避け家にこもりがちになりますが、私たちにとって“家”は、単に暑さ寒さを和らげてくれるだけでなく、家族の成長を見守り、大切なものを守ってくれるアルバムのようなものではないでしょうか。

家族の成長といえば、平成2年の放送開始から20年以上にわたりホームドラマの代名詞となっている『渡る世間は鬼ばかり』がありますが、子役の成長を自分の家族のように見守っている人も多いと思います。その脚本家である橋田寿賀子さんは、「家族がみんな忙し過ぎて、晩ご飯の時に顔をそろえるのも容易ではないのだから、昔の家族よりもお互いを理解するのにずっと努力がいる」と言っていました。

しかし近年の調査では、不況などの影響から、家族がそろって家で過ごす時間が増えているようです。また今回の震災がきっかけとなり、家庭重視の傾向が一段と進むかもしれません。

皆さんもご存知のように、ことしの夏は日本全体が節電対策に迫られています。市でも市民の皆さんにご協力いただきながら、7～10月の土日開庁のうち日曜日を閉庁とするなど、さまざまな対策を行っています。地域でも尾山台団地自治会が東京大学と連携し、節電のモデル実験を重ねるなど多くの皆さんが積極的に取り組んでいます。節電は本当に緊急の課題ですが、冷房機器の使用を控えるあまりに体調を崩さないように気を付けてください。気象庁では今月から「高温注意情報」を新設し、熱中症への注意を呼びかけます。また東京電力では、電力の需給状況の情報を「でんき予報」として公表しますので、これらの情報を有効に活用し、くれぐれも無理のない節電を心掛けてください。

「大切な人 大切な物 失った物はとても大きい物だ くじけないで 負けないで 進んでいきたい 一人はみんなのために みんなは一人のために」。岩手県山田町の中学1年生が詠んだ詩です。自らも“家”を失い、思い出の品を失いながらも必死に前へと進みます。私たちも力を合わせ、みんなで前へと進んでいきましょう。

7月16日(土)・17日(日)

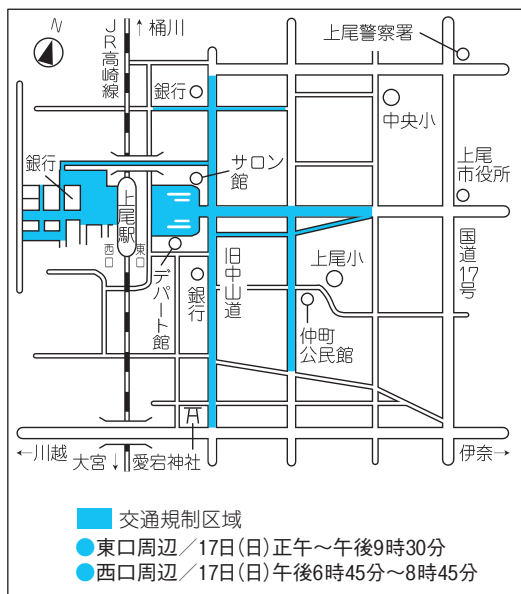
上尾夏まつり

上尾夏まつり実行委員会では、毎年恒例の「上尾夏まつり」を開催します。16日は町内の神輿の渡御、17日は正午から下図の交通規制区域内で、8町内の神輿の渡御や山車・引き太鼓の巡行などを行います。

▶とき 7月16日(土)・17日(日)

▶ところ JR上尾駅周辺

⇒上尾夏まつり実行委員会(上尾商工会議所内、☎773-3111・FAX775-9090)



大いに盛り上がるみこしの渡御(昨年の上尾まつり)



埼玉県知事選挙

投・開票日は7月31日(日)

[投票時間 午前7時～午後8時]



⇒選挙管理委員会事務局 TEL775-9689
FAX775-9819

任期満了に伴う埼玉県知事選挙は7月14日(木)に告示され、7月31日(日)に投票が行われます。
この選挙は今後4年間、埼玉県政を託す人を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。

投票できる人

埼玉県知事選挙に投票できる人は、次の要件に当てはまり、選挙人名簿に登録されている人です。
▼年齢 平成3年8月1日までに生まれた満20歳以上
▼住所 平成23年4月13日までに上尾市へ転入の届け出をし、引き続き市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている

4月14日以降上尾市へ転入した人

平成23年4月14日以降に埼玉県内の他市町村から上尾市へ転入の届け出をした人で、前住所地の選挙人名簿に登録されている人は、次のいずれかの方法で投票できます。

- ①投票日の当日(7月31日(日))、前住所地の投票所へ行って投票する
- ②告示日の翌日(7月15日(金))から投票日の前日(7月30日(土))までに、前住所地の選挙管理委員会に行って投票する

③投票日の前日(7月30日(土))まで

に上尾市の選挙管理委員会にて投票する。この場合、前住所地の選挙管理委員会に「投票日の当日、投票所へ行って投票できない」旨を宣誓した書類と「現住所地で投票したい」旨を書き、投票用紙を請求する。請求に基づいて不在者投票関係の書類が郵送されるので、封を切らずに上尾市選挙管理委員会事務局(市役所4階)または期日前(不在者)投票会場へ持って行く

期日前(不在者)投票

埼玉県知事選挙では、投票日までに県外に転出した人は、投票できません。

投票日の当日、仕事などで投票できない人のために、上尾市の選挙人名簿に登録されている人で、次のような人は投票日の前日までに期日前(不在者)投票ができます(下表参照)。

- 仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- レジャーや買い物などで投票日の当日に投票区内にいない

期日前(不在者)投票所

会場	期間	投票時間
市役所本庁舎東棟1階	7月15日(金)～30日(土)	午前8時30分～午後8時
プラザ22 2階会議室	7月15日(金)～30日(土)	午前9時30分～午後8時
尾山台出張所	7月24日(日)～30日(土)	午前9時30分～午後5時

●引越などなどで県内の他の市区町村に住んでいる

●病気、けが、妊娠などの理由で歩くことが困難

※投票所入場券(届いている場合)をお持ちください。

※プラザ22へ車で来場する際は、上尾西口大駐車場(案内図参照)を1時間まで無料で利用できます。駐車券を投票所係員に提示してください。

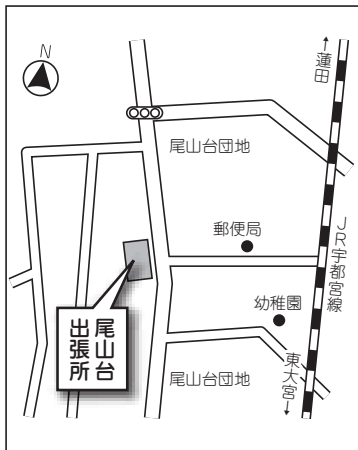
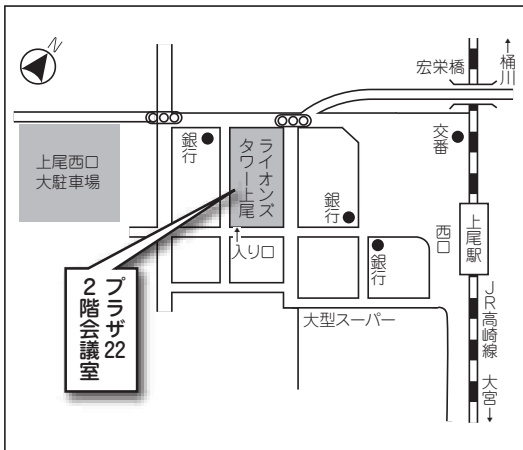
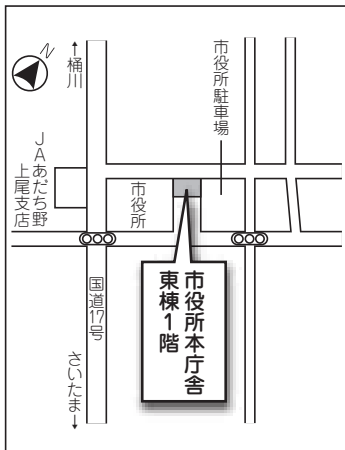
※尾山台出張所は、投票専用駐車場がありませんので注意してください。

不在者投票

●出張先など滞在地で
仕事先や旅行先など滞在先の市区



期日前(不在者)投票所案内図



町村選挙管理委員会です。不在者投票をするだけでも大丈夫です。事前の手続きが必要ですので、市選挙管理委員会事務局へ早めに問い合わせてください。

●病院などで

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票できます。

代理・点字・郵便投票

身体が不自由な人のために

身体が不自由な人のために、次のような投票方法がありますので、利用してください。

■代理投票

身体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が代わって書きます。係員は投票内容を絶対に他人に話してはいけないことになっていますので、安心してください。

■点字投票

目の不自由な人のために点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。

■郵便投票

郵便投票制度を利用できる人は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人または介護保険の被保険者に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体

に重度の障害があり、投票所へ行くことができない人です。事前に市選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

また身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては郵便等投票証明書の交付が受けられないことがあります。詳しくは市選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

投票所入場券は7月中旬に郵送

選挙人名簿に登録されている人は、7月中旬に投票所入場券を郵送します。

投票所入場券は3人連記式になっていますので、それぞれ各自で切り離し、氏名を確かめてから、投票所に行く際にお持ちください。

入場券が見当たらない場合でも、本人確認をして、投票できます。投票所の係員に申し出てください。

投票日当日の各投票所へは、特別な事情のない限り、自動車での来場を控えてください。ご協力をお願いします。

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までに新聞折り込みで配布します。投票の参考にしてください。

折り込みを予定している新聞は、読売・朝日・毎日・東京・日本経済・産経・埼玉新聞の各朝刊です。これらの新聞を購読していない場合や折り込み漏れなどで配布されなかった場合は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、市内の駅・郵便局などに備えてありますので、利用してください。

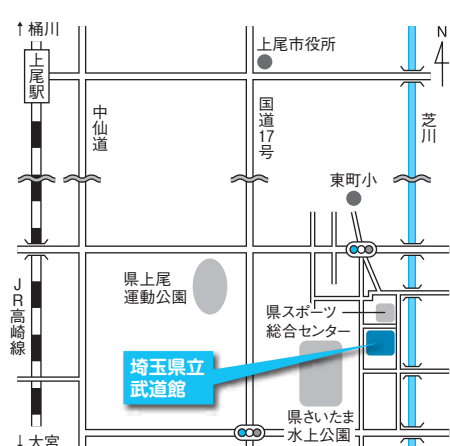
※選挙管理委員会で作成した『選挙のお知らせ』を新聞折り込みで7月上旬に配布する予定です。

開票は即日、県立武道館で

今回の埼玉県知事選挙は、次のように即日開票されます。

▼とき 7月31日(日)午後9時
▼ところ 県立武道館

投票・開票速報を市ホームページでもお知らせします。





上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を一部改訂

可燃物を平成27年度に約6万2,000トンを抑制

⇒西貝塚環境センター (TEL)781-9141 ・ (FAX)781-9166

平成18年3月に、「上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を平成27年度を目標年度として策定しました。そして5年後の中間年次に当たる平成22年度に見直しを進め、廃棄物処理法などの改正や社会情勢の変化などを考慮して、後半の計画に向けた内容の一部を改訂しました。

改訂においては、「第5次上尾市総合計画」と「第2次上尾市環境基本計画」とを整合させました。

計画では、「可燃物を平成27年度に約6万2,000トン以下に抑制し、ごみ処理経費の削減と焼却炉の延命化を図ります」を目標に掲げ、市民・事業所の皆さんと一緒に達成を目指します。

目標を実現するため市のごみ処理の現状を踏まえて、基本計画の目標の平成27年度までに次の3つの数値目標の達成を目指します。

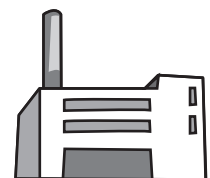
①家庭系ごみ排出量の減量

市民の皆さん一人一人の1日のごみ排出量を平成27年度までに、平成21年度比で2割減量し、815gにすることを目標にします。



②事業系(所)ごみ排出量の減量

事業所からのごみ排出量を平成27年度までに、平成21年度比で3割減量することを目標にします。



③総資源化率の設定

ごみの中にあるリサイクル可能な物(資源)を取り出し、ごみそのものを減らすことが大切です。これを数値(率)で表したものが総資源化率(総資源化量÷総ごみ発生量)です。総資源化率を平成27年度までに、22.3%にすることを目標にします。

ごみ集積所をきれいに使いましょう

市内には約4,100カ所のごみ集積所があり、皆さんの協力によって設置されています。ごみを排出する人、一人一人が管理者です。ごみ出しのルールを守って、いつもきれいに維持するようご協力ください。

①ごみは収集日の午前8時までに集積所へ出してください。

- ・前日の夜には絶対に出さないでください。犬、猫やカラスなどにより散乱したり、放火の原因になります。
- ・午前8時以降(収集後)に出されたごみは、再度収集しません。

②正しく分別して出してください。

- ・ごみを出す時には、透明か中身が確認できる半透明の袋やレジ袋に入れ、必ず口を締めてから出してください(黒い袋、段ボール、紙袋などでは出さないでください)。
- ・指定日以外のごみ、集積所に出さないごみは絶対に出さないでください。

不用になったアナログテレビは、ごみとして出せません

7月の地上デジタル放送への移行に伴い、不用になったアナログテレビは家電リサイクル法に基づき製造メーカーが回収・リサイクルしますので、市では収集できません。

テレビの他、エアコン、洗濯機(衣類乾燥機)、冷蔵(凍)庫は、まず郵便局で家電リサイクル券(リサイクル料金)を購入してから、以下の方法で処分してください。

①買い換え店または以前購入した店に引き取りを依頼してください。

②製造メーカーの指定引き取り場所に自己搬入または収集運搬許可業者(別途収集運搬料金が必要)に依頼してください。

※詳しくは、市ホームページにある「家庭ごみ・資源の分別と出し方マニュアル」を参照してください。

※家電リサイクルの仕組みは、家電リサイクル券センター(フリーダイヤル0120-319640)へ問い合わせてください。

